

これから出産される皆さま、令和5年11月1日以降に出産された皆さまへ 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の長崎市国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除期間

- 国民健康保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		■	■	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 国民健康保険被保険者証（対象となる方の分）
- ② 母子健康手帳など出産予定日の確認できる書類
※出産後の届出で、長崎市で出産日及び出産人数が確認できる場合は②は不要です。※場合によっては親子関係を明らかにする書類が必要になります。詳しくは国民健康保険課賦課係までお尋ねください。
- ③ マイナンバーカード（世帯主及び対象となる方の分）

届出先

市役所及び各地域センターの窓口 ※市役所（中央地域センター）は1階9番窓口

● 問い合わせ先 ● 長崎市国民健康保険課賦課係 ☎095-829-1226